

### ご存じですか？ 被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、二次的被害を防止する目的で、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震により弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起すおそれがあります。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者のもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供することができます。判定のための調査の際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

▼判定結果は3種類のステッカー（A3サイズ）を建物の出入口などに貼り付けて表示します。

<b>(緑)</b> 調査済 この建物は使用可能です	<b>(黄)</b> 要注意 この建物に立ち入る場合は十分に注意してください	<b>(赤)</b> 危険 この建物に立ち入ることは危険です
----------------------------------	--	--------------------------------------

※罹災証明や恒久的使用の可否判断の目的ではなく、緊急的な震災直後の安全確保のためのものです

問 高知県土木部建築指導課 ☎088-823-9891



#### 10月は土地月間です

土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

そのため国土利用計画法では、一定規模以上の土地取引引きについては、土地の権利取得者（買主など）が、契約後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市町村を経由して県に届けるとなっています。

- 届出の必要な取り引き
  - ・売買・交換・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・共有持分の譲渡・地上権・賃借権の設定・譲渡・予約完結権・買戻権などの譲渡・信託受益権の譲渡・地位譲渡
- 取り引きの規模（面積）
  - ・都市計画区域：5,000㎡以上
  - ・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上
- 一団の土地取り引きについても届出が必要
  - ※一団の土地とは、土地利用上、現に一体の土地を形成している、または一体としての利用が可能とひとまとまりの土地で、かつ権利取得者が一連の計画の下に、土地に関する権利の移転



#### 児童手当支給日

児童手当の10月定期支給日は10月9日（金）（6月分）9月分）です。個別に支払通知はしませんので、通帳で入金を確認をお願いいたします。

※現況届が未提出の方は支給されませんので、未提出の方は至急提出してください。



#### 問い合わせ

市役所市民保険課



#### みんなでつくろう安心の街

- 全国地域安全運動実施期間  
10月11日（日）～20日（火）
- 地域社会の安全が確保され、安心して暮らせることは、県民すべての共通の願いです。安全で安心なまちづくりを目指して、今年も全国一斉に全国地域安全運動が行われます。
- ▼運動の重点目標
  - ・子ども女性の犯罪被害防止
  - ・特殊詐欺の被害防止
  - ・万引き、自転車盗の防止
  - ・住宅等の侵入犯罪防止

### 10月1日は浄化槽の日

合併処理浄化槽はトイレの水洗いで快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の浄水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

▼保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者への委託をお勧めします。

▼清掃は年一回以上の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた業者に依頼しましょう。

▼法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年一回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

#### 指定検査機関

県環境検査センター ☎088-860-2400

#### 問い合わせ

市役所上下水道課

#### 10月15日～21日は違反建築防止週間です！

この週間は、住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに建築に関する取り組みを行うことにより、建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前に！

都市計画区域内（野市町全域・香我美町および夜須町の一部）で建築物を新築または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。

また、都市計画区域外（吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部）でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ  
市役所建設課

地域の一人ひとりが「自分たちは決して犯罪や事故の被害者にならない」という自主防犯意識を持ちましょう。また、自主防犯意識を個人だけでなく、職場や地域にまで広げて、地域社会全体へ地域安全運動の輪を広げていきましょう。

（香南警察署内・香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110）

#### 高齢者交通事故防止

9月1日（火）～12月31日（木）例年、秋口から年末にかけて交通事故が多発する傾向にあります。高齢者が交通事故

かり辛いようです。

ルートを知って以降、聞かれると誘導していますが、間違えて土佐山田町に行ってしまうお遍路さん多いことでしょう。

そこで考えたのですが、戸板島橋を上り始めた香南市側に、大きく目立つ看板が一枚でも

#### 歩行者・自転車の皆さんへ

道路横断時は、信号または横断歩道がある所で、左右の安全をしっかりと確かめて渡りましょう。また、これから日暮れが早くなってきました。薄暮時や夜間外出する時は、反射材を積極的に活用し、自転車は暗くなる前にライトを点灯しましょう。

▼運転者の皆さんへ  
通り慣れた道路でも油断せず、しっかりと安全を確認するなど、事故を防ぐ運転を心がけましょう。また、シートベルトは「命のベルト」です。全席、全員が

#### 小規模多機能型居宅介護事業を整備・運営する事業者の公募について

香南市第6期介護保険事業計画にもとづき、平成28年度に指定を行う小規模多機能型居宅介護事業（地域密着型サービス）の公募を11月初旬に予定しています。開設を検討している事業者はお問い合わせください。

高齢者介護課 ☎57-8510



### 歩き遍路に、目立つ道案内看板を

私は土佐山田町に自転車でよく出かけます。アジサイ街道を通るたびに、歩き遍路をしている方からよく声をかけられます。「この道で合っていますか？」「国分寺へはどう行けばいいですか？」

私も最初は知らなかつたのですが、調べると28番の大日寺から29番の国分寺へは2つのルートがあり、大日寺から南の旧道に戻って物部川橋を

渡り、後免から北に向かつて国分寺に行くルートと、大日寺からアジサイ街道を通って戸板島橋を渡り、遍路道を進んで国分寺に行くルートがあります。

戸板島橋を渡るルートは、渡って土佐山田町に入るとすぐ、信号機のある交差点を南に渡って遍路道に入りますが、歩き遍路の方たちには分

路さん多いことでしょう。

そこで考えたのですが、戸板島橋を上り始めた香南市側に、大きく目立つ看板が一枚でも

あれば、お遍路さんもすぐ気が付くのではないのでしょうか。

お遍路関連のブログを見ていると、この戸板島橋付近がネックになっていて、目立つ大きな看板がほ

踏まれば、大きく目立つ看板を立て、歩き遍路の方々に配慮するというのは、今だからこそ出来ることではないかと思えます。

地元に住んでいると気が付きにくい事柄はよくありますが、外からの意見に目を向けると意外に多く散見しているようです。「歩き遍路のための看板設置」、一考の余地があるのではないのでしょうか？

M・Fのいち

※市内在住者に、「シラム」を書いてもらうコーナーです